

千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について

千葉県環境生活部廃棄物指導課

I ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画について

1 計画の位置付け及び改訂の経緯

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下、「PCB廃棄物処理計画」という。）は、都道府県等が、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB特別措置法」という。）第7条に基づき、都道府県の廃棄物処理計画及び国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下、「PCB廃棄物処理基本計画」という。）に即して、その区域内におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画を定めるものである。
- 本県では、平成20年9月に千葉県PCB廃棄物処理計画を策定し、平成21年5月に一部改訂したところである。
- 今般、PCB廃棄物の処理の現状を踏まえ、PCB特別措置法施行令が改正され、処理期限が延長されるとともに、平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画が変更されたことを受け、千葉県PCB廃棄物処理計画を改訂するものである。

2 PCB廃棄物処理計画に定める事項（PCB特別措置法施行規則第4条）

- PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み
- PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項
 - ・ 処理体制の現状
 - ・ 処理体制の確保のための方策
 - ・ 処理施設の整備に関する事項
 - ・ 広域的な処理の体制に関する事項
 - ・ 確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項

3 主な改訂内容

(1) PCB廃棄物処理基本計画の変更等に伴う変更点

ア 計画期間の変更

計画期間を「平成28年3月まで」から法令改正に伴い「平成39年3月まで」に変更する。

イ 処分期間等の変更

(ア) 高濃度PCB廃棄物について

- 中間貯蔵・環境安全事業(株)（以下、「JESCO」という。）

を活用した広域的な処理を実施する。

- 計画的処理完了期限及び事業終了準備期間を設け、最長でも平成37年度末までに処理を完了する。
 - 高圧コンデンサの一部をJESCO北九州PCB処理事業所で処理する。
 - 安定器等・汚染物はJESCO北海道PCB処理事業所で処理する。
- (イ) 低濃度PCB廃棄物について
無害化処理認定施設等で処理を行うこととし、PCB特別措置法の処理期限である平成38年度末までに処理を完了する。

ウ 処理促進策

未処理のPCB使用製品・PCB廃棄物等の掘り起こし調査、未処理事業者一覧表の作成、処理時期の確認、計画的処理完了期限内の処理に向けた必要な指導等を実施する。

(2) 平成21年5月の県の処理計画改定後の県内の状況変化に伴う変更点

- PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量等についての時点修正
- 民間事業者（川崎重工業、東京電力）の自社施設の廃止に伴う処理体制等の時点修正

(3) その他

県保管PCB廃棄物の処理に関する記載を追加

II 計画（案）の骨子

1 基本事項

(1) 目的

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めることにより、PCB廃棄物による環境汚染を未然に防止し、もって県民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。

(2) 対象区域

千葉県全域

(3) 対象物

県内で保管されているPCB廃棄物

(4) 計画期間

平成39年3月31日まで

(5) 処分期間

ア 高濃度PCB廃棄物

JESCOの各PCB処理事業所の計画的処理完了期限（処分委託を行う期限）又は事業終了準備期間（現在把握されていない廃棄物の処理や処理が容易でない機器等のための期間）に処理を完了する。

- 高圧トランス・コンデンサ等 …… 平成35年3月31日まで
(処理が容易でない機器等は平成38年3月31日まで)

※JESCO 北九州PCB処理事業所の計画的処理期限は平成31年3月31日、事業終了準備期間は平成34年3月31日まで

○安定器等・汚染物 …… 平成36年3月31日まで
(処理が容易でない機器等は平成38年3月31日まで)

イ 低濃度PCB廃棄物

PCB特別措置法の処理期限である平成39年3月31日までに処理を完了する。

2 PCB廃棄物の保管量、使用量及び処分見込量

(1) PCB廃棄物の保管量及び使用量

県内で保管されているPCB廃棄物及びPCB使用機器(平成25年3月31日現在)の保管量及び使用量

(2) PCB廃棄物の処分見込量

ア 高圧トランス等のPCB廃棄物

JESCO東京PCB処理事業所、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所で処理される高濃度PCB廃棄物の処分見込量

イ 東京電力(株)の柱上トランス等

自社処理される東京電力(株)の柱上トランス等の処分見込量

ウ 低濃度PCB廃棄物

無害化処理認定施設等で処理される低濃度PCB廃棄物の処分見込量

3 PCB廃棄物の処理体制と推進方策

(1) PCB廃棄物の処理体制

ア 高圧トランス・コンデンサ等

JESCO東京PCB処理事業所で処理を行う。

イ 高圧コンデンサの一部

JESCO北九州PCB処理事業所で処理を行う。

ウ 安定器等・汚染物

JESCO北海道PCB処理事業所で処理を行う。

エ 東京電力(株)の柱上トランス

東京電力(株)の川崎リサイクルセンターで処理を行う。

オ 低濃度PCB廃棄物等

無害化処理認定施設等で処理を行う。

(2) PCB廃棄物を保管している事業者等、処理事業者及び行政の役割

ア PCB廃棄物を保管している事業者

○ 関係法令やガイドライン等に従い、適正に保管、運搬、処分等を行う。

○ 高濃度PCB廃棄物は、原則として計画的処理完了期限内に、低濃度PCB廃棄物は平成39年3月までに処分する。

- イ PCBを含んだ機器を使用している事業者
PCBを含んだ機器の使用を中止し、処分期間内に処分する。
- ウ 処理事業者
周辺環境に影響を及ぼすことがないよう法令基準等を遵守するとともに、緊急時の対応等についても明確にする。
- エ 県及び政令市の役割について
 - 事業者の保管状況・使用状況し適正処分等について監視・指導等を行う。
 - 県民に対しては情報提供等により理解を深めるよう努める。
 - 未処理事業者に対し期限内の処理に向けた指導等を行うほか、未届のPCB使用機器・廃棄物を把握するための掘り起こし調査を行う。
 - 県自らが保管するPCB廃棄物についても計画的に処理を進める。

(3) 関係者相互の連携

- 事業者・処理業者・関係自治体は相互に協力して計画的な搬入・処分に努める。
- JESCO東京PCB処理事業所の円滑な処理にあたっては「東京PCB処理事業に係る首都圏広域協議会」において一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）内の処理計画や緊急連絡体制等の調整を行う。
また、北九州及PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所についても広域協議会等において関係自治体が連携し円滑な処理を図る。